



今月の主な目次

- 道内向け  
有害線虫対策に向けた緑肥作物の選定
- 大規模サイレージ調製向け  
「アクレモコンク」の紹介

- 営業所News シリーズ(2)  
現地レポート：平尾牧場さんご紹介
- チモシー新品種「シリウス」の特性と利用法

時の話題

「種苗法」「カルタヘナ法」「外来生物法」

改正された「種苗法」と「種子流通上に新しく加わった法令」についてご紹介申し上げます。

1. 「種苗法」

この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林産業の発展に寄与することを目的とする、とあります。

種苗法の改正により登録品種の生産・販売には許諾が必要となり、関税込率法も改正され、「育種者権」侵害物品は輸入禁制品になりました。

同時に育種者権の存続期間も改正され、作物により登録日から25年、30年と長くなり、海外からの侵害物品については、新聞報道にもありましたとおり、イチゴ、インゲン豆、イグサなどの生産物が摘発され、その範囲は「あんこ」「ござ」の加工品にまで拡大されています。

次に指定種苗の表示は、流通させる種子の包装上に、①種苗業者の氏名又は名称及び住所、②種類及び品種、③生産地(国内は都道府県名、海外は国名)、④採種の年月又は有効期限及び発芽率、⑤数量、⑥その他農林水産省令で定める事項、を記載し、使用者が安心して使用していただける内容を表示することとなっております。

一方、種子の採種は、病原菌の少ない圃場、天候による影響の少ない地域、こまめな手作業と管理ができて、隔離管理も十分に確保できる条件、さらに、コスト的にも安価な国と地域の「適地適作」が求められ、北半球・南半球を問わず世界各地で採種が行われています。このことから、最近では採種年月の記載から有効期限の表示が多くなっております。

2. 「カルタヘナ法」

カルタヘナ?、コロンビア国の都市の名前です。京都議定書のような名前と言えるでしょう。この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑

な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献することとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする、とあります。短く言い換えますと、既存生物の様々な生育環境を維持するために、遺伝子組換え等の使用を規制し、人の健康と文化的な生活を確保するための条約と言えます。

遺伝子組換え技術で開発された作物の種苗には表示が必要なことと、種苗の販売・栽培にあたっては国・都道府県に申請が必要です。2005年の世界の遺伝子組換え作物の商業栽培は21ヵ国で9,000万haに達したと発表されています。このことが種子の採種と取り扱いの管理、検査の面から、ますます「適地適作」の環境選択が狭められ、種苗会社のコストアップの大きな要因となっております。

3. 「外来生物法」

カミツキガメ、アライグマ、オオクチバス等で話題になっている規制です。

この法律は、特定外来生物による生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命、身体、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて国民の生活の安定向上に資することです。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼育・栽培・保管・運搬・輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除を行うこととしています。

現在、この規制で指定されているリストは、植物：12種、魚類：13種、哺乳類：1属16種、鳥類：4種、ほかに爬虫類、両生類、昆虫類、無脊椎動物などがあり、身近なものとして、オオキンケイギク(花)、ボタンウキクサ(水草)、タイワンザル、オオヒキガエル、ブルーギル(魚)、コクチバス(魚)等が有害生物としてリストアップされております。一方、観賞用として海外から入った植物、農業の生産性向上の目的で導入された牧草など、わが国で比較的歴史の新しい植物や省力栽培の手助けとして持ち込まれたセイヨウオオマルハナバチ等も論議されており、農業の場面でも注視すべき法令です。

このように、日頃身近に見なれている小さな種子にも流通面で関連する多くの法令・規制があります。

(常務取締役 小林 正勝)